

平成 30 年国民生活基礎調査の実施について

厚生労働省政策統括官付（統計・情報政策担当）
世帯統計室

1 国民生活基礎調査の概要

国民生活基礎調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的として、昭和 61 年を初年として 3 年ごとに大規模な調査を実施し、中間の各年は簡易な調査を実施しています。

平成 30 年は簡易な調査を実施する年で、6 月に世帯票（世帯の基本的な事項に関する調査）を実施し、そのうちの一部の世帯には 7 月に所得票（世帯の所得に関する調査）を実施します。

2 調査の対象

世帯票の調査は、平成 27 年国勢調査区から層化無作為抽出した 1,106 地区内のすべての世帯（約 5 万 5 千世帯）及び世帯員（約 13 万 8 千人）について行います。

所得票の調査は、前記の 1,106 地区に設定された単位区から層化無作為に抽出した 500 単位区内のすべての世帯（1 万 3 千世帯）及び世帯員（約 3 万 1 千人）について行います。

3 調査の実施日

- (1) 準備調査は、4月20日(金)以降行います。
- (2) 世帯票の調査は、6月7日(木)を調査日として行います。
- (3) 所得票の調査は、7月12日(木)を調査日として行います。

4 調査の方法

あらかじめ調査員が配布した調査票に世帯の方が自ら記入し、後日、調査員が回収します。ただし、所得票についてはやむを得ない場合のみ密封方式とします。

5 調査の系統

(1) 世帯票

厚生労働省 — 都道府県 — 保健所 — 指導員 — 調査員 — 世帯

保健所設置市
特別区

(2) 所得票

厚生労働省——都道府県——福祉事務所——指導員——調査員——世帯
 └市・特別区及び福祉事務所を設置する町村┘

6 マンション管理関係団体に対し、ご依頼したい内容

集合住宅における調査のため、調査期間中に調査員が集合住宅に立ち入ることへのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、貴団体の会員様等に対し、国民生活基礎調査の周知と管理組合への協力依頼などのご配慮をお願いいたします。

具体的には、以下の事項についてお願いしたいと考えております。

- マンション、アパート等内の掲示板やエレベーターにポスターを掲示させていただくこと
- オートロックマンションにおける調査員の円滑な調査活動にご協力いただくこと
- 空き室状況をご提供いただくこと

(参考) 調査スケジュール

(1) 協力依頼（4月上旬～中旬頃）：保健所職員が訪問【別紙1】

調査対象となった集合住宅を訪問し、管理員等に調査への協力を依頼

(2) 準備調査：調査員が訪問

① 4月20日（金）以降

ア) 管理員等を訪問して調査の趣旨を説明し、協力を要請【別紙2】

- ・ 調査票の配布及び回収のため、調査対象世帯を何度か訪問することを説明
- ・ ポスターの掲示を依頼
- ・ 調査員が空き室の状況をお尋ねした際は、空き室状況をご提供いただく

イ) 管理員等への説明後、調査対象世帯の郵便受けに調査関係資料を配布【別紙3】

② ①の2日～1週間後、調査員が調査対象世帯を訪問【別紙4】

- ・ 世帯の方とお会いして、調査関係資料を配布しながら調査協力を依頼
- ・ 調査対象名簿作成のため、世帯主の氏名、世帯の人数を質問

(3) 本調査：調査員が訪問

① 5月下旬

調査票（世帯票）の配布

世帯票調査日 6月7日（木）

② 6月7日（木）～1週間程度

調査票（世帯票）の回収

③ 7月上旬～

所得票調査のため、調査員が調査対象世帯を訪問【別紙5】

調査票（所得票）の配布

所得票調査日 7月12日（木）

④ 7月12日（木）～1週間程度

調査票（所得票）の回収

7 不動産関係団体に対し、ご依頼したい内容

貴会の会員様が発行する広報誌等への国民生活基礎調査の実施に関する記事の掲載等、会員様等へのご周知にご配慮をお願いいたします。【別紙6】

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



平成 30 年 国民生活基礎調査 の実施について

このたび、皆さまが管理居住されている建物にお住まいの世帯に、「平成 30 年 国民生活基礎調査」を実施することになりました。

4 月の中旬頃から、調査員が建物を管理されている皆さまにご挨拶にお伺いし、お住まいの各世帯を訪問させていただきますので、建物内への立入り等にご配慮くださいますようお願いします。

調査員は、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員であり、任命者が発行した調査員証を携帯しています。

この調査は「統計法」に基づいて実施する国の重要な調査です。

この調査は、国勢調査などと同様に、「統計法」に基づく基幹統計調査として指定されている、わが国の最も重要な調査の一つです。厚生労働省が都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて、昭和 61 年から毎年実施しており、今年は全国で約 5 万 5 千世帯が調査の対象となっています。

調査を円滑に行うため、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 30 条（協力の要請）に基づいて、地方公務員である調査員の建物内への立入り等についてマンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまにご協力をお願いします。

また、調査の対象となった世帯には、統計法第 13 条により調査への報告義務が課せられており、これを拒んだ場合には、第 61 条により罰則も定められています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、第 60 条により妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。

（裏面もご参照ください）

▼ 調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。

お問い合わせ先

- 国民生活基礎調査に関連する「統計法」の抜粋です。ご参照ください。

統 計 法（抄）（平成 19 年法律第 53 号）

（基幹統計調査の承認）

第 9 条 行政機関の長は、基幹統計調査を行おうとするときは、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならない。

（報告義務）

第 13 条 行政機関の長は、第 9 条第 1 項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

（協力の要請）

第 30 条 行政機関の長は、前条に定めるもののほか、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、地方公共団体の長その他の関係者に対し、協力を求めることができる。

（罰則）

第 60 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

一 第 13 条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者

第 61 条 次の各号のいずれかに該当する者は、50 万円以下の罰金に処する。

一 第 13 条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆さまへ



平成30年 国民生活基礎調査のお知らせ

厚生労働省では、「平成30年国民生活基礎調査」を都道府県・市区町村・保健所・福祉事務所を通じて実施します。調査員証を携帯した調査員が、下記の日程で建物にお住まいの世帯にお伺いしますので、ご協力をお願いします。

調査の日程

調査員が、直接各世帯を訪問します。

① 4月20日頃～

「調査の実施について」を各世帯の郵便受けに投函し、後日訪問することをお知らせします。

② 4月下旬

「調査のお知らせ」を各世帯にお配りし、世帯の人数などをお尋ねします。

③ 6月7日の前後1～2週間程度の間

「世帯票（調査票）」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

④ 7月12日の前後1～2週間程度の間

「所得票（調査票）」を各世帯にお配りし、後日受け取りにお伺いします。

(注) ③の「世帯票」調査を実施した世帯のうち、一部の世帯について④「所得票」の調査を実施します。

FAQ（よくあるご質問）

Q1 どのような調査ですか？

- ◆国民生活基礎調査は、世帯の構造、年金、医療保険、所得などについて把握し、厚生労働省の施策の基礎資料を得ることを目的として、昭和61年以来毎年実施しており、今回は33回目に当たります。
- ◆統計法（平成19年法律第53号）に基づいて行われる基幹統計調査であり、調査対象世帯には統計法に基づき、報告義務（拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと）が課せられています。また、調査活動は正当な公務であり、世帯への訪問を妨げた場合には、妨害行為として処罰の対象となる可能性があります。
- ◆平成27年の国勢調査区から1,106地区（約5万5千世帯）を抽出して、地区内の全世帯について「世帯票」を調査します。（6月7日調査日）
また、この1,106地区を約2,000単位区に分割し、そのうちの500単位区（約1万3千世帯）を抽出して、単位区内の全世帯について「所得票」を調査します。（7月12日調査日）

Q2 調査員はどのような人ですか？

- ◆お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査に当たっており、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられています。

Q3 管理員はどのような協力をすればいいですか？

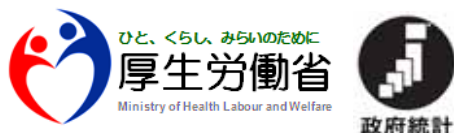
- ◆マンション・アパート等の厳重なセキュリティ等により、調査員が建物内に入ることが困難で、調査を円滑に行えない場合も想定されます。調査員が建物にお住まいの世帯にお伺いできるよう、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先 ▶▶▶

調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。



平成30年



国民生活基礎調査 を実施します

今年は皆さまがお住まいの地域で
実施することになりました

4月の中旬頃から、調査員が伺います。
調査へのご協力をお願いいたします。



(平成30年国民生活基礎調査のポスター)

- 調査票は、5月の下旬からお配りする予定です。それにさきだって、世帯の名簿を作るために、4月の中旬頃から調査員がお宅を訪問し、世帯主さまのお名前と、世帯の人数をお尋ねします。
- 答えていただいた内容は、統計を作るためだけに用いられます。
その他の目的に用いることは決してありませんので、安心してお答えください。
- 調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員です。お宅を訪問するときには、調査員証を携帯していますのでご確認ください。

? 平成30年 国民生活基礎調査 とは

6月7日と7月12日を調査日として、日本全国で実施する調査です。
皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料となります。

- 国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が昭和61年から毎年実施しており、今回が33回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で参考とするデータを集めるための、重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。
平成30年は、皆さまがお住まいの地域が調査対象となりました。なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたは
動画チャンネル（YouTube）をご参照ください。

国民生活基礎調査

検索



<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>



国民生活基礎調査



※ 調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。

お問い合わせ先

平成30年 国民生活基礎調査のお知らせ

平成30年6月7日（木）現在 で調査を実施します。

- 次ページ以降に掲載している調査の目的などをご理解いただき、調査票へのご記入をお願いします。
- 調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られ、また、統計を作るためだけに用いられるもので、その他の目的に用いることは決してありません。

※ 調査の結果は、厚生労働省が行う各種施策の基礎資料として、幅広く活用されています。

※ 詳しくは、厚生労働省ホームページ（国民生活基礎調査 利活用事例）に掲載していますので、ご参照ください。

国民生活基礎調査

検索



<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

5月下旬から6月上旬までの間に 調査員がお伺いします。

調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市長等から任命された地方公務員として調査活動に当たっています。

記入方法など、ご不明な点がございましたら、調査員にお尋ねいただくか、下記の保健所までお問い合わせください。

▼ この調査に関するお問い合わせは、以下の保健所までお願いします。

月 日（ ） 午前・午後 時 分ごろ

調査票をお配りするために、調査員がお伺いします。

「国民生活基礎調査」の目的

厚生労働省では、赤ちゃんからお年寄りまで、国民のすべての皆さまに健康で明るく豊かな生活を送っていただくため、保健・医療・福祉・年金・就業・所得など暮らしにかかわる幅広い事柄について仕事を行っています。

下の例のような行政上の施策に取り組むためには、まず、皆さまの生活の実態を正しく知ることがどうしても必要となります。国民生活基礎調査は、その基礎資料を得ることを目的として行う重要な調査です。

例① 少子化対策の基礎資料として



急速に進行する少子化に対応するため、子どもが心身共に健やかに育つ社会、子どもを生み、育てることに喜びを感じることができる社会を構築するための環境づくりに取り組んでいます。

例② 高齢社会対策の基礎資料として



活力ある高齢社会を実現するため、高齢者の方が地域で活躍できる社会づくりや、介護が必要になってもできるかぎり自立して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。

詳しくは、動画チャンネル（YouTube）をご覧ください！



国民生活基礎調査



国民生活基礎調査は7月にも行われます

～ 調査には、①【世帯票】調査、②【所得票】調査、の2種類があります ～

5月下旬から6月上旬にかけて調査員がお伺いするのは、【世帯票】の記入をお願いするためです。皆さまの中から、さらに無作為に選んだ一部の世帯には、【所得票】の調査も実施いたします。その場合は、7月にもお伺いすることになりますので、引き続き、ご協力をお願いします。

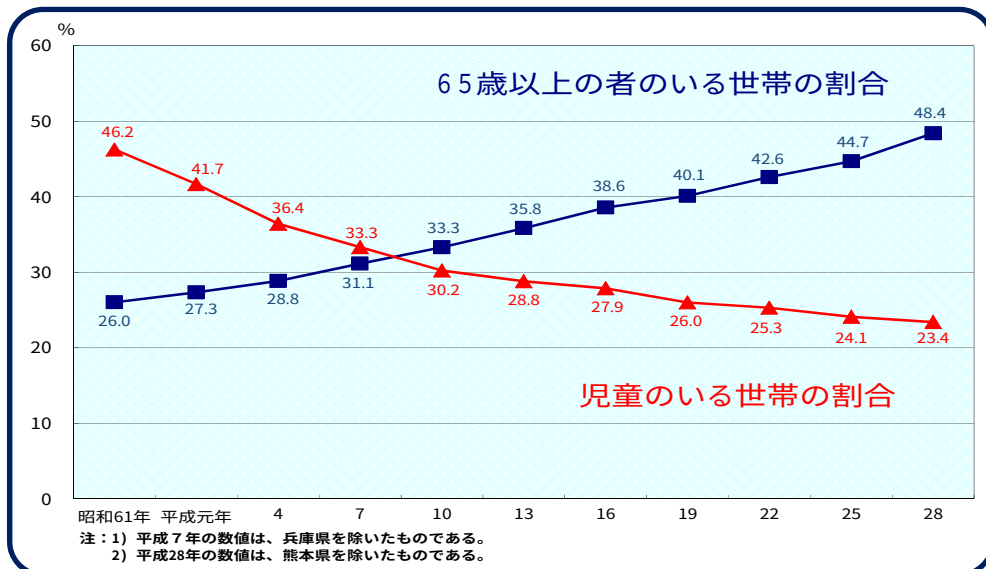
これまでの「国民生活基礎調査」の結果

これまでの国民生活基礎調査では、例えば下のような統計結果を得ることができました。これらの情報が、さまざまな取り組みを進めていくうえでの行政上の基礎資料として、また、厚生労働白書などにおける分析に活用されています。

※調査の結果は、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 及び政府統計の総合窓口(e-Stat)に掲載されています。

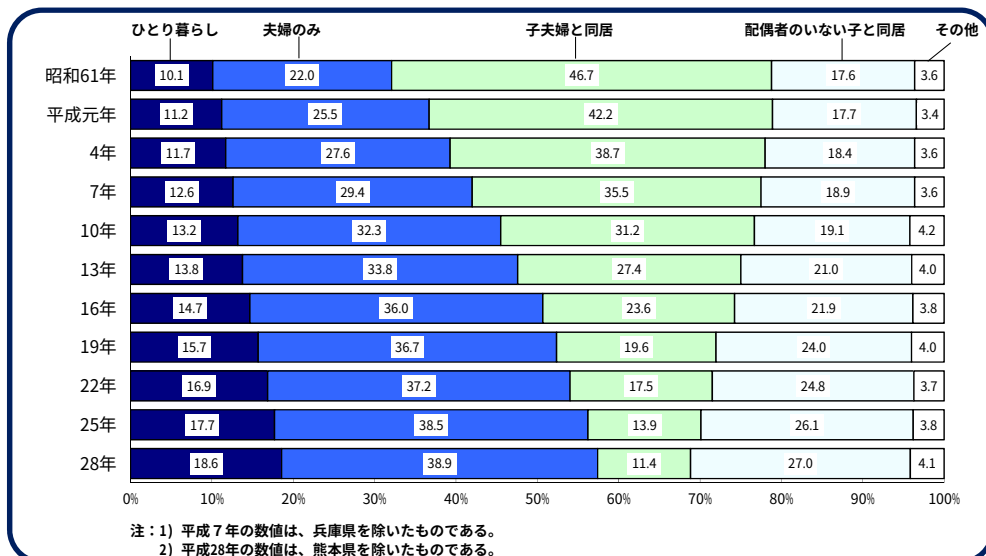
「世帯票」の結果から…

児童のいる世帯の割合は
低下傾向にあり、
65歳以上の方のいる世帯
の割合は上昇傾向である。



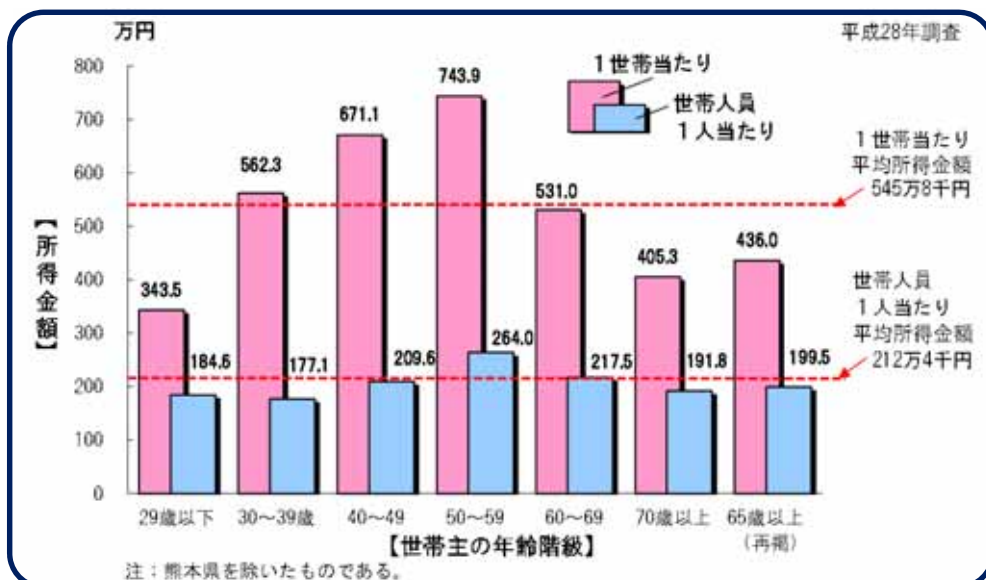
「世帯票」の結果から…

65歳以上の方で「子夫婦
と同居」している世帯の
割合は、低下傾向にある。



「所得票」の結果から…

世帯主の年齢階級別にみた
1世帯当たりの平均所得金
額と、世帯人員1人当たり
の平均所得金額の比較。



「国民生活基礎調査(世帯票)」調査スケジュール

4月中旬頃～

調査員がお宅に伺って①世帯主様のお名前と②世帯員の人数をお尋ねします。

(お留守の場合は、5月下旬頃からの調査票配布の際に、上記①②を伺います。)

★ この時に『家計支出額メモ』をお渡しします。5月下旬頃からお配りする調査票【世帯票】には、「5月中の家計支出総額」の記入欄がありますので、5月中の支出をこのメモに記録するなどして、ご活用ください。

5月下旬頃～

調査員が【世帯票】と『記入のしかた』をお配りしますので、調査員が受け取りに伺うまでに記入しておいてください。

6月7日以降

記入後の【世帯票】を受け取るために、調査員が伺います。

【世帯票】に記入漏れなどがあった場合は、確認のためお尋ねすることがありますので、ご対応をお願いします。

「国民生活基礎調査」に関して、よくあるご質問

Q1 どうして私の世帯が調査対象になったのですか？

A 本来は、すべての世帯に調査を実施するのが望ましいのですが、そうした場合、膨大な費用と人手がかかります。そこで、平成27年に行われた国勢調査区の中から1,106地区(約5万5千世帯)を統計理論に基づいた「層化無作為抽出※」という方法で選ばせていただきました。

1世帯は約900世帯を代表するデータとなり、これによって全国の状況を推計することになりますので、ご協力をお願いします。

※ 類似の性格をもった地区をあらかじめグループに分け、一切の主観的な判断や作為をまじえず、確率的に抽出を行うことをいいます。

Q2 提出した調査票が課税などの資料に使われたりすることはないですか？

A そのようなことは決してありません。調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。統計を作るためだけに用いられ、課税のために使用したり、その他の目的に用いることは「統計法」という法律で固く禁じられています。

Q3 調査に答えなくてもいいですか。

A 国民生活基礎調査は、国勢調査などと同様に「統計法」という法律に基づいて国が実施する基幹統計調査です。

このため、調査対象の方に対しては報告義務(拒否や虚偽の記載をしてはいけないこと)、調査員を始めとする調査関係者に対しては、守秘義務(職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと)が課せられております。

皆さまの生活の実態をより正確に把握するためにも、調査票には漏れなく正確な記入をお願いします。



—— 平成30年 国民生活基礎調査 —— 『所得票』 調査のお知らせ

平成30年7月12日（木）に調査を実施します。

- 6月に実施しました、国民生活基礎調査「世帯票」へのご記入ありがとうございました。引き続き「所得票」の調査を実施します。
- **国民生活基礎調査** は、厚生労働省が皆さまの暮らしにかかわる医療・福祉・年金・雇用などの仕事を行っていくために必要な基礎資料を得る、大変重要な調査です（裏面の「Q&A」もご参照ください）。お忙しい中おそれいりますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご記入をお願いします。
- **調査員をはじめとする調査関係者が調査で知った内容を他に漏らしたり、統計を作る目的以外に使用することは一切ありません。** もし、記入方法などご不明な点がございましたら、調査員にお尋ねください。

7月12日（木）以降に 調査員が【所得票】を受け取りに伺います。

本日お配りした【所得票】に必要事項をご記入の上、調査員にお渡しください。※また、「高齢期における社会保障に関する意識調査」が同時期に行われますので、あわせてご記入をお願いします。

▼ この調査に関するお問い合わせは、以下の**福祉事務所**までお願いします。

____ 月 ____ 日 (____)
午前 ・ 午後 ____ 時 ____ 分頃
調査員がお伺いします。

国民生活基礎調査

検索

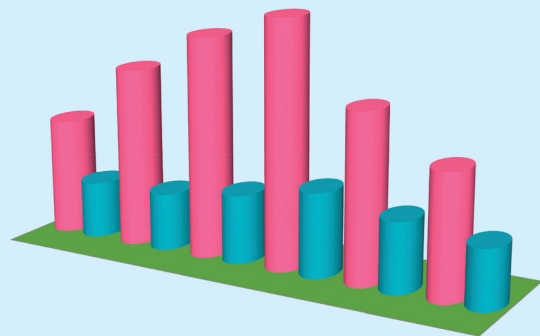


<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>

「国民生活基礎調査」に関する Q & A

Q1 どうして私の世帯が選ばれたのですか？

A 厚生労働省では、6月の世帯票にお答えいただいた約5万5千世帯の中から今回の所得票の調査を行うため、統計理論に基づいた抽出方法によって約1万3千世帯を選んだところ、皆さまがお住まいのこの地域が選ばれました。



Q2 提出した調査票が課税の資料に使われたりすることはないですか？

A そのようなことは決してありません。調査票に書かれた事柄は厳しく秘密が守られます。統計を作るためだけに用いられ、課税のために使用したり、その他の目的に用いることは「統計法」という法律で固く禁じられています。

Q3 調査員はどんな人なのですか？

A お伺いした調査員は、この調査の期間中、都道府県知事または指定都市・中核市市長に任命された地方公務員として調査活動に携わっています。
調査期間中は、都道府県知事などが発行した「調査員証」を携帯しています。

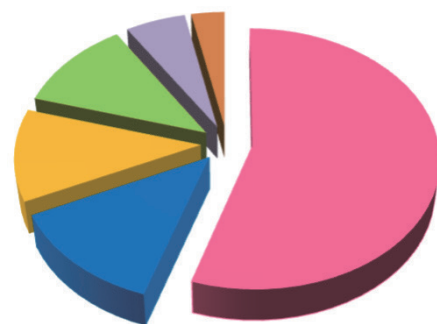
Q4 調査に答えなくてもいいですか？

A 国民生活基礎調査は、国勢調査などと同様に「統計法」という法律で基幹統計として位置づけられている、わが国の最も重要な調査の一つです。
このため、調査対象の方に対しては報告義務（拒否や虚偽の記載をしてはいけないこと）、調査員をはじめとする調査関係者に対しては、守秘義務（職務上知り得た秘密を漏らしたり、盗用してはならないこと）が課せられています。
皆さまの生活の実態をより正確に把握するためにも、調査票には漏れなく正確な記入をお願いいたします。

Q5 調査結果は、どのように使われているのですか？

A 調査の結果は、以下のように利用しています。

- ◆ 高齢者世帯の暮らし向きを把握して、医療保険の保険料等を検討するときの参考資料として利用しています。
- ◆ 児童のいる世帯の暮らし向きを把握して、保育料等を検討するときの参考資料として利用しています。
- ◆ 国際的な指標を作成するときの基礎資料として利用しています。



その他、厚生労働省が行う各種施策の基礎資料として、幅広く利用されています。
詳しくは、厚生労働省ホームページ（国民生活基礎調査 利活用事例）をご参照ください。

★ 調査結果は、新聞等で報道されるほか、
厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp>）及び 政府統計の総合窓口（e-Stat）
に掲載しています。

平成30年

国民生活基礎調査を実施します

? 平成30年 国民生活基礎調査 とは

6月7日と7月12日を調査日として、日本全国で実施する調査です。
 皆さまの生活の実態を知り、国のさまざまな取組の基礎資料となります。

- 国勢調査などと同様に、統計法（平成19年法律第53号）に基づいた基幹統計調査です。
- 厚生労働省が昭和61年から毎年実施しており、今回が33回目になります。
- 年金や医療、働き方などについてのわが国の方針を正しく決める上で参考とするデータを集めるための、重要な調査です。
- 全国で約5万5千世帯を抽出して行います。
 なお、無作為に選んだ一部の世帯の方には、所得に関する調査も実施します。

平成28年調査の主な結果

- ✓ 全国の高齢者世帯は1327万1千世帯
 全世帯の26.6%
- ✓ 相対的貧困率は15.6%
 子どもの貧困率は13.9%
- ✓ 老老介護の割合は54.7%

調査の実施にあたっては、都道府県知事（指定都市・中核市長・区長）から任命された調査員がお伺いします。

調査の趣旨・重要性をご理解いただき、調査にご回答いただきますようお願いいたします。

詳しくは、厚生労働省のホームページまたは動画チャンネル（YouTube）をご参照ください。

国民生活基礎調査

検索

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/20-21.html>



国民生活基礎調査



「これから」に役立てる調査にご回答ください。

平成30年

国民生活基礎調査

調査日は6月7日と7月12日です。
 4月中旬から調査員がお伺いします。



ひと、くらし、みらいのために
 厚生労働省
 Ministry of Health Labour and Welfare

全国で約5万5千世帯を抽出して、6月に世帯票を調査します。
 そのうち約1万3千世帯をさらに抽出して7月に所得票を調査します。

<http://www.mhlw.go.jp/>